顧客との秘密保持契約書

第1条(目的)

本契約は、(契約締結日)において、(甲: Co.Atelier)と(乙:)が、相手方から提供された秘密情報を第三者に漏らすことなく、厳重に保護することを目的とする。

第2条(秘密情報の定義)

本契約における「秘密情報」とは、(甲)から(乙)に提供された全ての情報(口頭、書面、電子データなどの形式を問わず)であり、秘密であることが明示され、またはその性質上秘密として取り扱うべき情報を指す。

(事務所を通さず事務所所属者に個人で案件を依頼する場合も秘密保持違反に該当する)

第3条(秘密情報の取り扱い)

- 1. (乙)は、秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 2. (乙)は、秘密情報を、本契約に基づく目的以外の用途に使用してはならない。
- 3. (乙)は、秘密情報を保護するために必要な措置を講じ、その取り扱いにおいて最大限の注意を払うものとする。

第4条(秘密情報の除外)

以下の情報は「秘密情報」に該当しないものとする。

- 1. (乙)が既に知っていた情報。
- 2. 公知の情報となった情報。
- 3. (乙)が独自に開発した情報。
- 4. 法令に基づき開示が求められる情報。

第5条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年とし、契約期間終了後も秘密情報の取り扱いに関する義務は継続する。また、本契約は、期間満了の 30 日前までに甲または乙から書面による解約の通知がない限り、さらに 1 年間自動的に更新される。

第6条(違反の対応)

- (乙)が本契約に違反した場合、(甲)は適切な法的措置を講じることができる。また、
- (乙) は違反により発生した損害を賠償する責任を負う。

第7条(契約の解除)

本契約は、(甲)または(乙)の書面による通知によって解除することができる。ただし、 解除後も秘密情報の取り扱いに関する義務は存続する。

第8条(準拠法)

本契約は、(契約当事者が所在する地域)の法律に基づいて解釈され、紛争が生じた場合はその裁判所を管轄とする。

第9条(その他)

- 1. 本契約の変更は、書面による合意に基づいて行うものとする。
- 2. 本契約は、(甲)と(乙)の両者が捺印することによって効力を生じる。

署名欄 (甲:情報提供者) 署名: 氏名: 堀本修治 日付: (乙:情報受領者) 署名: 氏名:

日付: _____